

各介護保険事業所管理者 様

世田谷区介護保険課長 石橋 久哉

介護保険の訪問介護サービスを使った通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション）の送迎について（通知）

訪問介護員等による通所系サービスの送迎については、送迎に要する費用が包括化されたことから、送迎については、通所介護費又は通所リハビリテーション費において評価されていることとなり、訪問介護員等による送迎を、別途、訪問介護費として算定することはできません。

ただし、利用者の心身の状況が認知症等による問題行動が顕著で移動中に常に見守り等の介護が必要又は地理的状況により介助が必要とされるなど、サービス提供事業者による利用者への対応が困難な場合は、訪問介護員等による、サービス事業所への送迎又は送迎車までの送り・出迎え（以下、「送迎等」という。）が、算定できる場合があります。

世田谷区では、通所系サービス事業所への送迎等について、下記のとおり取り扱いますので、お知らせいたします。

記

- 1 ケアマネジャー（居宅介護支援専門員）が専門性を発揮し、適切にアセスメントを行った結果、訪問介護員等による通所系サービス事業所への送迎等が必要であると判断したのであれば、訪問介護費の算定対象になりうるものと判断する。
- 2 ケアマネジャーは、訪問介護員等による通所系サービス事業所への送迎等に関して、サービス担当者会議を開催した上で、ケアプランに必要性や実施方法等について具体的に記録すること。また、訪問介護サービス提供事業者においても、対象被保険者の状況や実施方法等を訪問介護計画に記録すること。

問い合わせ先

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-2 1-2 7

世田谷区地域福祉部介護保険課保険給付係

Tel5432-2646 Fax5432-3042 担当 山口